

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路2 県民の暮らしの安心確保

防犯対策の推進と捜査活動の強化



1 テロの未然防止のための基盤強化



要望先 : 警察庁
県担当課 : (警) 警備第一課

◆提案・要望

県内の主要施設及び公共交通機関や各種イベント等、不特定多数の人が集まる施設や場所に対するテロを阻止するため、対テロ能力の維持向上に資する各種装備資機材（銃器、爆発物、CBRN、ドローン、航空警戒等）の拡充に必要な財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- 国際テロ情勢として、ISIL（いわゆる「イスラム国」）等は、インターネット上でプロパガンダの拡散やリクルート活動を強化し世界中の支持者にテロの実行を呼び掛けているほか、日本や邦人をテロの標的として名指ししており、我が国でも、過激思想に影響された者によるテロの発生が懸念される。
- また、世界各地では、不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等を狙った車両突入や刃物・銃を使用したテロが発生している。
- 県警察では、テロ対策のため、埼玉県5か年計画に基づき、装備資機材の整備等に取り組んでいるところ、更なる各種装備資機材（銃器、爆発物、CBRN、ドローン、航空警戒等）を拡充する必要がある。

※CBRN【Chemical(化学物質)、Biological(生物剤)、Radiological(放射性物質)、Nuclear(核)】

◆参考

○最近の主なテロ事件

発生国・都市	発生場所	発生年月	テロの手段	死傷者数
ロシア・モスクワ	商業施設	2024年3月	銃器	死者144人、負傷者551人
ドイツ・マンハイム	イベント会場	2024年5月	刃物	死者1人、負傷者5人
ドイツ・ゾーリンゲン	イベント会場	2024年8月	刃物	死者3人、負傷者8人
アメリカ・ニューオリンズ	繁華街	2025年1月	車両突入	死者14人、負傷者35人
ドイツ・ミュンヘン	繁華街	2025年2月	車両突入	死者2人、負傷者37人

- 県警察では、関係自治体や民間事業者等と連携し、テロの未然防止や発生時の協働対処体制を構築し、効果的なテロ対策を推進していく。

2 防弾資機材の整備【新規】



要望先：警察庁

県担当課：(警) 地域総務課

◆提案・要望

本県が運用を開始した、銃器使用等立てこもり事件の初動対応を専門的に行う部隊が装着する防弾資機材の更新のため、必要な財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県においては、令和4年にふじみ野市内において猟銃使用の民家立てこもり事件、令和5年に蕨市内において拳銃使用の郵便局立てこもり事件と、銃器使用の人質立てこもり事件が相次いで発生している。
- ・ 特に、蕨市内の事件では、現場に先着したパトカー勤務員が十分な防弾資機材を持たないまま現場対応をしており、一步間違えれば殉職していた事案であった。
- ・ 先着する警察官の安全を確保するとともに、住民の避難誘導を迅速的確に実施するため、専門部隊の創設し、令和8年2月に運用を開始した。
- ・ 全国に先駆けて防弾面積が広く耐弾性能に優れた防弾資器材を県費で調達したところ、警察法施行令第2条第1項第6号において資機材の購入及び維持に必要な経費は、国庫が支弁すべきと定められている。
- ・ 拳銃使用等の凶悪重大事案の初動対応に当たる警察官の命を守り、県民の安全な生活を守るため、継続的な防弾資機材の増強が必要である。

◆参考

○最近の銃器使用立てこもり事件発生状況

発生年月	都道府県	事件概要
令和8年2月	広島県	福山市内の民家での立てこもり事件
令和5年10月	埼玉県	蕨市内の郵便局での人質立てこもり事件
令和5年5月	長野県	中野市内の民家での人質立てこもり事件
令和4年1月	埼玉県	ふじみ野市内の民家での人質立てこもり事件

○部隊の防弾資機材（防弾帽・突入型防弾衣・防弾盾）



現場固定状況



先着勤務員の現場離脱状況

3 サイバー空間の安全、安心の確保【新規】



要望先：警察庁、防衛省、総務省
県担当課：(警) サイバー捜査課

◆提案・要望

- (1) サイバー空間の安全、安心の確保のため、重要インフラ分野を含めたインターネット関連事業者等との対処に関する調整及び支援の取組を強化すること。
- (2) 匿名性を有するサイバー攻撃の攻撃元であるサーバ等に対してアクセスし、脅威を無害化する措置ができるように取り組むこと。

◆本県の現状・課題等

- サイバー犯罪において、特に深刻な被害となっているのが、インターネットバンキングに係る不正送金事犯であり、令和7年の認知件数は816件（前年比+470件、+135.8%）、被害額は約9億7,097万円（前年比+約3億9,301万円、+68.0%）と前年と比較して急増し、過去最大の被害となっている。当県を含めサイバー犯罪は予断を許さない深刻な情勢にある中、その犯行形態や手口も情報通信技術の高度化や社会情勢の影響を受け、悪質化・巧妙化が著しく、世代を問わずサイバー犯罪のリスクに晒されている状況である。
- そのような中、サイバー犯罪捜査において重要な通信記録の保存内容、期間が事業者ごとに異なることに起因して捜査に支障をきたすケースなども散見されることから、事業者の通信記録の保存に関し、更に踏み込んだ統一的なガイドラインの設定等が必要である。また、事業者による被害防止に向けた取組を更に促進するため、財政措置を含む関係省庁によるサイバーセキュリティ対策の推進に資する支援が必要である。
- また、サイバー攻撃による重要インフラの機能停止や破壊、機密情報の窃取や身代金の要求等についても発生が懸念されており、国民生活及び事業者の各種経済活動においてサイバー空間の安全、安心の確保は喫緊の課題となっている。サイバー攻撃は、「攻撃者が保有する機器」から直接行われるのではなく、「乗っ取られた機器（サーバ）」（いわゆる「踏み台」）等を通じて行われ、匿名化が図られることから、当該サーバ等が攻撃に用いられないよう無害化措置する必要がある。

◆参考

○インターネットバンキング不正送金被害認知状況



【インターネットバンキング不正送金被害認知件数推移(暫定値)】

4 公務員休暇制度への「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」導入



要望先：総務省、厚生労働省

県担当課：人事課、防犯・交通安全課

◆提案・要望

犯罪被害者やその家族の被害回復のための休暇制度について周知・普及を図るため、国家公務員の休暇制度に先導的に導入するとともに、地方公務員制度への導入促進を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 犯罪被害者やその家族は、犯罪被害に遭うと、犯罪による直接的な被害だけでなく、それに伴う通院治療や、警察等からの事情聴取、裁判への出廷・傍聴等の理由による出勤への支障、心身の不調による出勤困難となったりするなど、既存の休暇制度等だけでは対応できず、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくない。
- ・ これを防ぎ、犯罪被害者等の心身の被害の早期回復を図るため、また、仕事を継続できるように、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度（以下「被害回復のための休暇制度」という。）の導入が求められている。
- ・ 国の第5次犯罪被害者等基本計画（計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）では、「犯罪被害者等からは、とりわけ、休暇取得について強い希望がある」とし、民間事業主等に対し、被害回復のための休暇制度の周知・啓発を図っているが、厚生労働省の「令和7年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査報告書」によれば、回答した2,984企業のうち、被害回復のための休暇制度を「知っていた」と回答した企業は13.0%であり、「犯罪被害者等の被害回復事由に限って利用できる特別休暇」または「犯罪被害者等の被害回復事由以外でも利用できる特別休暇」のいずれかを「導入している」企業の割合は5.4%であった。
- ・ 国では、民間事業者等に対して、被害回復のための休暇制度の導入を呼び掛けているが、現状の国家公務員の休暇制度では、被害回復のための休暇制度は導入されていない。
- ・ 本県職員への制度導入の検討に当たっては、地方公務員の休暇制度について、国や他の地方公共団体と権衡を失しないよう考慮して定める必要がある。
- ・ 被害回復のための休暇制度について、国、さらには地方公共団体が先導的に導入することで、民間事業主等への周知・普及につなげる。

■安全な水の安定供給と健全な水循環の推進



1 水源地域の保全



要望先：農林水産省、林野庁、国土交通省
県担当課：土地水政策課、みどり自然課、森づくり課

◆提案・要望

- (1) 水源地域の保全のため、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法律等の整備を行うこと。
- (2) 法整備に当たっては、水源地域の保全に取り組んでいる地方の意見を反映すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水源地域の保全は、水の供給源としての水源地域の機能を維持するために大変重要である。しかし、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法律や条約は整備されていない。
- ・ 外国資本等による土地取引は、水源を涵養する森林の機能が十分発揮されないような維持管理や水源が損なわれるような用途への転用などの支障が生じるおそれがある。
- ・ 全国的には、居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者による森林買収の事例が令和6年では48件確認されているなど、将来にわたる水源地域の保全に対する懸念が高まっている。

2 雨水・再生水利用の推進



要望先：国土交通省
県担当課：土地水政策課

◆提案・要望

水の有効利用を促進するため、雨水・再生水利用施設の普及に向けた財政支援の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水の有効利用を促進し、渇水に強い社会を構築するための方策として、ダム等の水資源開発施設の活用のほかに日常生活における節水や雨水・再生水の有効利用がある。
- ・ 平成26年には雨水の利用の推進に関する法律等が施行されたが、雨水・再生水利用施設整備に関する財政支援は、下水道事業等の流出抑制の観点からの補助金と税制上の優遇措置のみとなっている。
- ・ 雨水・再生水の利用促進のためには、施設整備の推進が有効であり、雨水流出抑制施設だけでなく、全ての雨水・再生水利用施設整備に直接利用できる財政支援が必要である。

3 ダム等水資源関連施設に係る負担の軽減



要望先 : 財務省、国土交通省

県担当課 : 土地水政策課、生活衛生課、河川砂防課、水道企画課

◆提案・要望

<ダム等水資源開発施設建設に係る負担軽減>

- (1) 思川開発事業に係る国庫補助金について、要望額を確保できるよう予算措置すること。
- (2) 思川開発事業について、事業主体である水資源機構に対し徹底したコスト縮減を図るとともに工期を厳守するよう働き掛けること。

<水源地域整備計画の推進に必要な財源の確保>

- (3) 水源地域整備事業を円滑に推進するために、水源地域整備計画に位置付けられた各種国庫補助等については、確実に予算措置を講じること。
- (4) 水源地域整備に係る国庫補助等を見直す場合は、下流受益者の負担増を招くことがないように、国において財政措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ ダム等水資源開発施設については、総事業費の増額や工期を延長してきた経緯がある。
そのため、工期を厳守するとともに、コスト縮減の徹底をするよう、事業主体である水資源機構に対して働き掛けることを求めている。
- ・ 水源地域整備事業については、事業計画策定時に予定していた国庫補助制度や地方交付税措置の改廃により、下流受益者の負担増を招いているため、国による財源措置を求めている。

4 水道基盤強化の促進に係る支援施策の充実



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 生活衛生課、水道企画課

◆提案・要望

水道広域化に関する個別補助及び防災・安全交付金において、「全体計画は原則10年間」「時限事業とする」旨の条件を外すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、「埼玉県水道整備基本構想」(埼玉県水道ビジョン)に基づき、広域化による水道基盤強化の促進に努めており、秩父圏域の水道においては、平成28年度に秩父広域市町村圏組合として事業統合し広域化事業に取り組んでいる。
- ・ 秩父広域市町村圏組合では、平成28年度からの10年間で、国の交付金(広域化事業及び運営基盤強化等事業)を活用し、施設の統廃合など広域化に係る施設整備を実施しているところであるが、平成28年度及び平成29年度の交付金が要望額に対して約7割にとどまったこと、令和元年台風19号で基幹浄水場が被災し、復旧に時間を要したこと等から事業の進捗に遅れが生じ、10年間での事業完了は困難となった。
- ・ 本県における先進的取組事例となる秩父広域市町村圏組合の広域化事業を成功に導いていくことが、本県の水道基盤強化促進につながるものと考えており、そのためにも、計画期間の延長を認めていただき、当初計画した広域化関連事業が完了するまで財政的支援をいただきたい。
- ・ また、令和8年度から「水道広域連携推進事業」が創設されたが、こちらについても「全体計画は原則10年間」「時限事業とする」旨の条件が設定されている。
- ・ 広域化(事業統合又は経営の一体化)を契機とした施設整備について、事業者の現状を踏まえた柔軟な計画策定が行えるよう、期限に関する条件を撤廃することが必要である。

5 水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充



要望先 : 国土交通省

県担当課 : 生活衛生課、水道管理課

◆提案・要望

- (1) 各補助事業の採択基準の緩和や基準事業費の見直しを行い、交付率を引き上げる
こと。
- (2) 加速要件である耐震化率の上昇に関して、水道用水供給事業の特殊性を踏まえた
条件を設定すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水道事業者等は料金収入が減少する中、水道水の安定給水を図るため水道施設の更新や改築あ
るいは耐震化などを計画的に進めるとともに、安全な水を供給するため原水水質に応じ高度浄水
処理施設を整備するなど必要な対応を行っていく責務がある。
- ・ 国ではこうした取組に対する補助事業を設け、予算の範囲内で財政支援を実施しているところ
である。
- ・ しかし、これら補助事業については水道事業者等の資本単価や水道料金の水準、限定的な交付
対象施設など、様々な採択基準が設定されるとともに、主たる交付率も3分の1又は4分の1に
とどまっている。
- ・ 特に、早急に対応が必要な石綿セメント管の更新等を対象とする交付金（水道管路緊急改善事
業）は、水道料金の水準、給水収益に占める企業債残高の割合、有収密度等の様々な採択基準が
設定されているため、県内の水道事業者はほとんど活用できない状況である。
- ・ また、水道施設や管路の耐震化を対象とする「水道総合地震対策事業」等においては、採択基
準として各施設の耐震化率等の上昇ポイントを要件とする「加速要件」が定められたが、水道用
水供給事業が管理する管路は水道事業と比較して口径が大きく、耐震化には多大な時間を要する
ことから、水道事業と同じ水準で本要件を満たすことは困難な状況である。

◆参考

○本県の耐震化の状況（簡易水道事業を除く）【令和6年度】

- ・ 浄水施設の耐震化率 72.0%
- ・ 配水池の耐震化率 76.8%
- ・ 基幹管路の耐震適合率 51.6%

○本県の水道施設の老朽化の状況（簡易水道事業を除く）【令和6年度】

- ・ 法定耐用年数を経過した管の割合 20.7%
- ・ 経年化設備率 53.5%
- ・ 石綿セメント管残存率（残存延長） 0.6%(192km)

6 水道水質基準との整合に向けた排水規制の見直し【新規】



要望先：環境省

県担当課：水環境課、生活衛生課、水道管理課

◆提案・要望

県民に供給する水道水の安全確保には、原水である河川水の水質汚濁を防止することが重要であるため、水道法の水道水質基準と水質汚濁防止法の排水基準の整合を図る方策を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和7年12月、荒川に臭素酸が流出し、県営大久保浄水場の浄水において臭素酸が水道法に基づく水質基準値（0.01mg/L以下）を超える濃度で検出された。
- ・ 水質基準値の超過は、県民への健康影響や断水による社会的影響などが懸念される重大な事態であるが、臭素酸は浄水処理では低減できないため、原水である河川水への排出側での対策が求められる。
- ・ しかしながら、臭素酸は水質汚濁防止法で排水基準が設定されていないため、事業者への排出抑制指導が困難である。
- ・ また、臭素酸は指定物質として規制されているものの、その内容は漏洩等の事故発生時の応急措置に限られるため、排出を未然に防ぐには現行の規制で十分であるとはいえない。
- ・ 今回の臭素酸の事例だけではなく、過去にも水道水質基準項目ではあるが、排水基準が設定されていない物質が、浄水や給水先で水道水質基準に迫る値で検出されたことがある。
- ・ そこで、これらの物質について、水質汚濁防止法の排出規制の適用を含め、水道水質基準と排水基準との整合を図る方策の検討を求める。

◆参考

○水道水質基準は設定されているが排水基準がない物質の検出事例

平成23年6月 行田浄水場給水先 塩素酸 0.40mg/L（基準値：0.6mg/L以下）

平成25年3月 大久保浄水場給水先 臭素酸 0.006mg/L（基準値：0.01mg/L以下）

令和7年12月 大久保浄水場浄水 臭素酸 0.019mg/L（基準値：0.01mg/L以下）

※いずれも原水（河川水）由来によるもの

7 工業用水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充



要望先：経済産業省
県担当課：水道管理課

◆提案・要望

- (1) 工業用水道事業費補助金の予算拡充措置を講じること。
- (2) 改築事業に係る補助について、再開すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の工業用水道事業の現状は、需要減少傾向が止まらず、平成10年度に約25億円あった給水収益が令和6年度には約15億円まで減少するなど、厳しい経営環境に晒されている。
- ・ 老朽化施設の更新においては、アセットマネジメント手法を活用した平準化等により健全経営を維持するよう努めているが、法定耐用年数を超過した資産の割合は依然高く、工業用水の安定供給を持続するため、施設更新を着実に実施していく必要がある。
- ・ また、基幹管路の耐震化適合率は全国平均と比較して低い水準であり、管路の耐震化についても早急に実施していかなければならない。
- ・ 老朽化施設の更新や管路の耐震化を着実に実施するためには国の補助金による支援が不可欠であるが、工業用水道事業費補助金は、全国の事業を順位付けし上位の事業から補助金が配分されるため、要望した補助金が交付されない場合がある。
- ・ さらに、老朽化した設備等の更新費用を対象とした改築事業に係る補助は、新規採択が国において見送られており、事業者の負担が大きくなっている。
- ・ 老朽化施設の更新や管路の耐震化は莫大な費用を要し、工業用水道事業の経営を圧迫するため、国の補助金がなければ、施設更新や耐震化の実施に支障が生じる。
- ・ 以上から、工業用水道事業に対して十分な補助金が配分されるよう予算拡充の措置を求めるとともに、現在、新規採択が見送られている、改築事業に係る補助採択の再開を求めるものである。

◆参考

○本県における耐震化の状況【令和6年度】

- ・ 浄水施設の耐震化率 94%
- ・ 基幹管路の耐震化適合率 20.0% (全国平均 48.2% (令和5年度))

○本県における老朽化の状況【令和6年度】

- ・ 有形固定資産減価償却率 69.84%

生活の安心支援



1 生活保護制度の改善



要望先：厚生労働省
県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

- (1) 生活保護制度の運用や基準等に見直しに当たっては、生活保護の実務を担う地方の意見を十分に踏まえるとともに、社会経済情勢や地域の消費動向などを十分に勘案して行うこと。
- (2) 無料低額宿泊所については、その適正な運営を確保するため、事前の許可制するとともに、経営の透明性を確保するため実施主体を法人に限るなどし、法令による規制を強化すること。
- (3) 国が通知で生活保護の準用を認めている在留資格を有する外国人が生活に困窮した場合には、自治体による生活保護の準用ではなく、国において対応すること。
- (4) 救護施設における介護職員など直接処遇職員の配置基準を見直すとともに、配置基準に見合った施設事務費の引上げを行うこと。

◆本県の現状・課題等

<生活保護制度の見直し>

- ・ 国は、次のとおり生活保護法の一部改正を行い、生活保護制度の見直しを行っている。
社会情勢等を踏まえた生活保護基準の見直し
(1人当たり月額 令和8年10月から：2,500円を加算)
医療扶助等にかかる都道府県による市町村支援の仕組みの創設
居住地特例の対象範囲を特定施設入所者全体に拡大
- ・ 生活保護制度の適正化や自立支援の強化など見直しを行う際は、実行性のある制度にするため、実務を担う地方の意見を十分に踏まえて見直しを行う必要がある。

<無料低額宿泊所に係る法整備>

- ・ 社会福祉法の改正により、令和7年度から無料低額宿泊所の事前届出義務違反に対する罰則の創設や、無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知が創設され、無料低額宿泊所等の規制強化が図られた。
- ・ 無料低額宿泊所の開設は現在も届出制であるため、許可制にすることで実効性のある規制にする必要がある。
- ・ 事業主体が制限されていないため、法人格のある主体とすることで経営の透明性高め、事業を安定的に継続させることができる。

<外国人に対する生活保護の準用>

- ・ 昭和29年の厚生省社会局長通知により、日本国民に準じて生活保護を行うこととされており、現在まで変更がない。

- ・ 当該通知後70年以上が経過し、多くの外国人が生活保護を準用し受給しているため、地方自治体の負担が重くなっている。
- ・ 外国人に対する生活保護の準用を抜本的に見直すことが必要である。

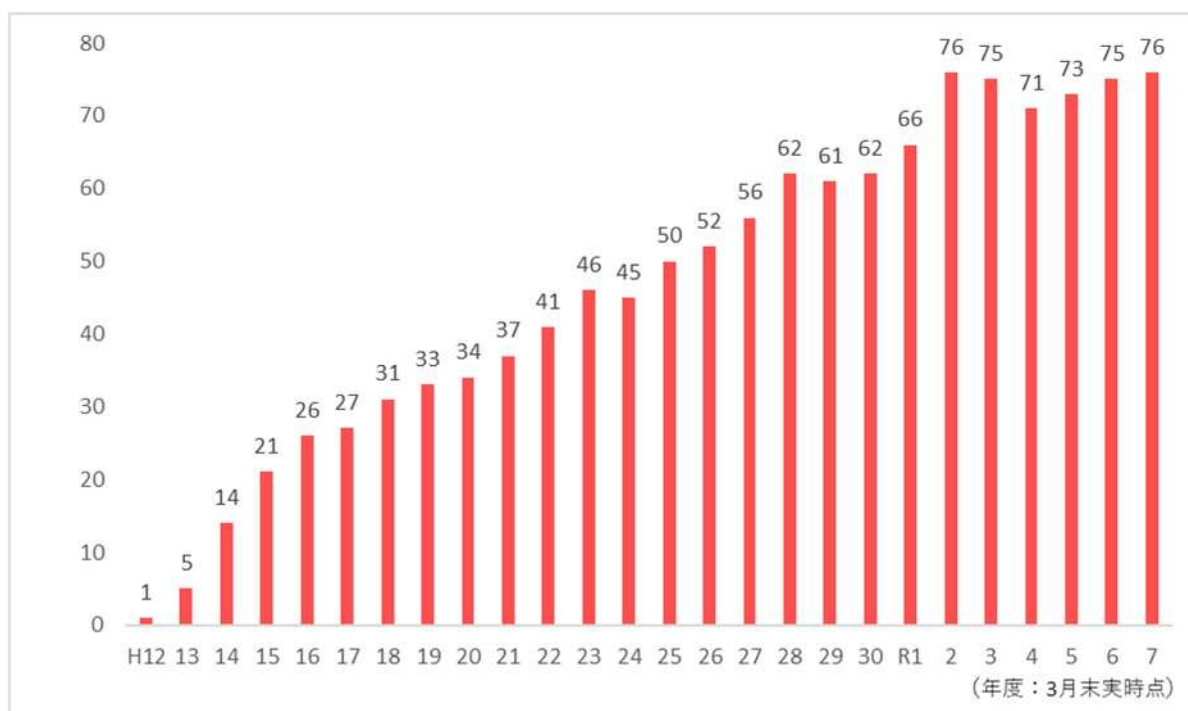
<救護施設の事務費支弁基準の引上げ>

- ・ 基準額は引き上げられたものの、個別支援計画の作成の義務化（令和6年10月から）による新たな業務の発生、入所者の高齢化や障害の重度化などにより、入所者一人当たりの介助負担が増大している。
- ・ 入所者に対して適切な支援を提供するためには、更なる施設事務費支弁基準額の増額が必要である。

◆参考

<無料低額宿泊所に係る法整備>

○県内無料低額宿泊所数の推移



<救護施設の事務費支弁基準の引上げ>

○入所者1人当たりの事務費支弁基準額（羽生市（施設定員101～110人））

	R5	R6	R7
一般事務費(月単価)	142,000円	153,200円	159,200円

2 生活保護受給者の自立支援の推進と財源の確保



要望先：厚生労働省
県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

就労支援・住宅支援は、生活保護受給者の自立支援にとって極めて重要であることから、必要な財源については国が責任をもって確保し、各自治体が積極的に事業に取り組めるよう国庫補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 福祉事務所のケースワーカーは、増加する生活保護受給者の援助・指導に追われ、きめ細かな自立支援に手が回らない状況にある。
- ・ 本県の生活保護受給者の自立支援の取組は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、専門性を持った支援員を配置して就労支援及び住宅確保に関する事業を実施してきた。
- ・ 平成27年度から国の補助制度が変わり、当該事業は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象となり、国庫補助率が10分の10から就労支援は3分の2、住宅支援は4分の3にそれぞれ引き下げられた。また、住宅支援は令和6年の改正によりさらに3分の2に引き下げられた。
- ・ 生活保護受給者の自立支援は、生活保護法の目的の一つであり、各自治体が継続的に取り組む必要がある事業の財源は、国において、責任をもって確保すべきである。

3 生活困窮者の自立支援の推進と財源の確保



要望先：厚生労働省
県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

生活困窮者自立支援法に係る自治体の取組を後押しするために、同法の各事業の国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月から施行された。
- ・ 法の目的である生活困窮者の自立を促進するためには、実施主体である自治体が自立支援施策を積極的に推進していくことが必要である。
- ・ また、必須事業（自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給）だけでなく任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業）についても各自治体の実施することで、自立支援の効果が上がることが期待されており、国では就労準備支援事業と家計改善支援事業の一体的実施を推進している。
- ・ 任意事業の国庫補助率は、就労準備支援事業 3 分の 2、家計改善支援事業 3 分の 2、居住支援事業 3 分の 2 であるが、各自治体の財政状況は厳しく、実施できない自治体の方も多い。
- ・ 本県では、県内全 40 市のうち、就労準備支援事業は 26 市、家計改善支援事業は 28 市、居住支援事業は 6 市の実施にとどまっている状況にある（令和 8 年 3 月末現在）。
- ・ 充実した支援体制の整備を後押しするため、任意事業については、国庫補助の上限である基準額を撤廃するとともに、必須事業と同等の補助率に引き上げるべきである。

4 生活困窮世帯及び生活保護世帯のこどもに対する学習・生活支援事業の推進



要望先：厚生労働省
県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

こどもに対する学習・生活支援の取組に対しては、継続的に事業を実施し成果を上げられるよう国庫補助の上限となる基準額を撤廃し加算対象を見直すとともに、国庫補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では学習支援員を配置し、中学生のいる生活困窮世帯等を訪問し高校進学の可能性を理解させるとともに、学習教室で学生ボランティア等による学習指導を行っている。その結果、学習教室参加者の高校進学率が事業開始前の86.9%（平成21年度生活保護世帯全体）から99.1%（令和6年度学習教室参加者）に12.2ポイント向上した。
- ・ 学習支援事業は、生活困窮者自立支援法の改正により平成31年度から「子どもの学習・生活支援事業」となり、単に勉強を教えるだけでなく、こどもの居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、こどもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行うものであるとされている。
- ・ また、本県では生活保護世帯のこどもの非認知能力の格差に注目し、非認知能力を高めると学力も高まることから小学生にも支援を拡大し、小学生から高校生までの切れ目のない支援を実施している。
- ・ 小学生に対する支援は、単なる学習の支援にとどまらず、食事提供、体験活動、職業体験、送迎等も必要と考えられることから、加算対象経費の見直しが必要である。
- ・ 継続的な事業の実施に当たっては、国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げるなど、国として積極的に財政支援すべきである。

5 生活福祉資金相談体制の維持



要望先 : 厚生労働省
 県担当課 : 社会福祉課

◆提案・要望

生活福祉資金貸付制度については、貸付だけでなく償還指導も含めて自立支援と位置付けていることから、県及び市町村の社会福祉協議会が資金の貸付けから償還終了までの相談支援を継続して行うために必要な財源を国として確保すること。

◆本県の現状・課題等

- 生活福祉資金貸付制度は実施主体である県社会福祉協議会が、市町村社会福祉協議会や民生委員の協力により、相談、貸付から償還終了まで制度を運営している。
- 本県では制度の適正な実施を確保するため、毎年度、県社会福祉協議会に対して事業の実施に要する経費を補助している。
- 市町村社会福祉協議会等の相談体制整備に係る経費への補助制度は、平成26年度で廃止されたが、27年度からは国の制度要綱の改正により、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して同経費に充てることが可能となった。ただし、この取扱いは、あくまでも基金廃止に伴う激変緩和の経過措置であり、基本的には廃止していくことが必要との考えが国から示されている。
- 近年、生活福祉資金の貸付件数は減少傾向にあったが、近年の物価高騰等の影響によって生活再建に苦しむ方が多くいる状況であり、特例貸付が終了したことも相まって、今後、生活福祉資金貸付の利用者が増加することが見込まれる。
- 県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が継続的に適正な相談支援体制を維持していくための財源の確保が不可欠である。

◆参考

○市町村社会福祉協議会の相談体制整備のための人件費、事務費

年度	補助金額等	財源
平成26年度	206,703千円	緊急雇用創出事業臨時特例基金(国10/10)
平成27年度	103,351千円	生活福祉資金原資 平成26年度実績相当額の2分の1を目安に、 平成25年度償還金収入実績額の3割まで
平成28年度	103,189千円	生活福祉資金原資 前々年度償還金収入実績額の3割まで
平成29年度	106,510千円	
平成30年度	91,349千円	
令和元年度	88,790千円	
令和2年度	90,627千円	
令和3年度	94,353千円	
令和4年度	72,365千円	
令和5年度	97,432千円	
令和6年度	86,401千円	
令和7年度	114,380千円	
令和8年度(見込)	93,622千円	

6 保護司の活動費の充実



要望先 : 法務省
 県担当課 : 社会福祉課

◆提案・要望

保護司の活動費を実態に見合ったものとするなど、保護司制度の安定的な運営を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 保護司は、犯罪や非行をした人に寄り添い、継続して相談に応じながら社会復帰をサポートするとともに、再犯防止活動の中心的な役割を果たし、地域の安心安全に寄与している。
- ・ 現在、保護司の担い手確保が課題となっており、本県においても令和7年12月1日現在で、定数1,644人に対し、実人数は1,367人と277人の欠員が生じている。
- ・ 保護司は保護観察所の業務を担う非常勤の国家公務員であり、無報酬であるが、その活動に係る費用については国が予算措置し、保護観察処遇を実施した場合は1件につき月4,460円、処遇困難事案の場合で月7,660円、帰住予定地の生活環境調整を実施した場合には1件につき3,440円が支給されている。
- ・ 他方、保護司から「職務内容と比して支給される国費が見合わない。実費弁償金のアップをすべき」などの声が上がっており、活動の実態に見合った実費弁償費が支給されていない。

◆参考

○埼玉県の保護司数（R1～R7）

	定数	現員数	充足率
令和元年度（R1.4.1）	1,644人	1,502人	91.4%
令和2年度（R2.4.1）		1,495人	90.9%
令和3年度（R3.4.1）		1,473人	89.6%
令和4年度（R4.4.1）		1,470人	89.4%
令和5年度（R5.4.1）		1,466人	89.2%
令和6年度（R6.12.1）		1,413人	85.9%
令和7年度（R7.12.1）		1,367人	83.2%

7 ひとり親世帯に対する支援



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども政策課

◆提案・要望

- (1) 一人で子育て・生計を担うひとり親は、非正規雇用であることが多いため、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰など社会経済情勢の変化の影響を強く受けていることから、児童扶養手当の所得制限の緩和や手当額の増額などの経済的支援を充実・強化すること。
- (2) こどもの健やかな成長のため、離婚後の養育費の支払い等についての支援制度を拡充すること。
- (3) 母子父子寡婦福祉資金に係る貸付限度額を引き上げるとともに、所得制限基準の緩和や減免基準の緩和を行うこと。
- (4) 一人で仕事と家事を担うひとり親は、家事にかけられる時間が少なくなることが多いため、ひとり親の仕事と家事の両立を支援する家事サービス等の支援の充実を行うこと。
- (5) 民法改正により令和8年4月から導入された共同親権制度は、親の責務、養育費や親子交流など離婚後のこどもの養育に関する重要な制度のため、共同親権制度の周知に向けた広報の充実、相談窓口の開設を行うこと。

◆本県の現状・課題等

<経済的支援の充実・強化について>

- ・ 本県におけるひとり親世帯数は、令和2年国勢調査によると 36,589 世帯（母子世帯 32,130 世帯、父子世帯 4,459 世帯）である。
- ・ 令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯のうち常用雇用されている割合は、48.8%と極めて低い状況である。
- ・ 令和4年国民生活基礎調査によると、全国の母子世帯の平均年間所得は、328.2万円であり、児童のいる世帯 785万円と比較すると 41.8%にしかならない。また、ひとり親家庭の相対的貧困率は 44.5%と高い水準となっている。

<養育費の支払いについて>

- ・ 令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子家庭のうち、離婚時に養育費の取決めをしている家庭は 46.7%、現在も養育費を受け取っている家庭は 28.1%と極めて低い状況である。

<母子父子寡婦福祉資金について>

- ・ 本県の母子父子寡婦福祉資金貸付実績は以下のとおりである。
- ・ 貸付件数及び貸付額は増加傾向にあり、物価高の影響を受けやすいひとり親世帯に対しては、今後も幅広い経済的支援が必要である。

<仕事と家事の両立支援>

- ・ 令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親本人が困っていることのうち、仕事と家事の割合が高くなっている。(母子世帯：仕事45.9%・家事15.5%、父子世帯：仕事33.6%・家事35.6%)
- ・ 現在のひとり親家庭等日常生活援助事業により家事支援は受けられるが、自治体が委託等により家事支援を行う方法に限られているため、自治体が事業を実施しない場合、支援を受けられない。そのため、ひとり親が民間サービスを利用した場合の助成を行うなど、より柔軟な利用が可能な仕組みとする必要がある。

<共同親権制度について>

- ・ こども家庭庁ホームページ（ひとり親家庭のためのポータルサイト）にパンフレット、制度説明やQ&Aが掲載されているが、国の相談窓口は開設されていない。

◆参考

○母子父子寡婦福祉資金貸付実績

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	1,305	1,453	1,485	1,475	1,054
貸付額（千円）	769,235	897,122	952,639	1,000,067	927,717

■多様な主体による地域社会づくり

1 包括的な支援体制の整備に係る支援【一部新規】



要望先：厚生労働省

県担当課：地域包括ケア課

◆提案・要望

- (1) 重層的支援体制整備事業について、令和8年度以降の取扱いとして示された多機関協働事業等に要する費用への交付割合の引下げや交付基準額の大幅削減等の方針を見直し市町村が創意工夫ある取組を継続的に実施できるよう必要かつ恒久的な財源措置を行うこと。
- (2) 国が新たに打ち出した重層的支援体制整備事業を実施しない市町村への支援事業について、事業の検討にあたり、モデル事業での検証結果等も踏まえ、対象となる市町村の拡大や恒久的な財政措置など多くの市町村が活用しやすく効果的な内容となるよう検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和3年4月に創設された重層的支援体制整備事業は、住民の複雑化・複合化したニーズに対応する上で有効であり、本県でも実施市町村は令和5年度8市町、令和6年度11市町、令和7年度14市町と増加し、令和8年度以降も増加見込みであった。
- ・ しかし、令和7年11月21日事務連絡「令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて（令和8年度予算概算要求の考え方）」では、以下のとおり、多機関協働事業等に要する費用への交付割合の引下げや交付基準額の大幅削減等の方針が示された。
 - 事業開始から5年を経過した市町村については、多機関協働事業等に要する費用への国の交付割合を2分の1から3分の1に、都道府県の交付割合を4分の1から3分の1に見直すこと。
 - 事業開始前年度の財政力指数が1を超える市町村（事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）等については、同事業の開始年度に関わらず、多機関協働事業等に要する費用への国の交付割合を2分の1から3分の1に、都道府県の交付割合を4分の1から3分の1に見直すこと（事業開始から5年を経過した際には、国の交付割合を3分の1から4分の1に見直し、都道府県の交付割合は3分の1で据え置くこと）。
 - 令和7年度以前に事業を開始した市町村と令和8年度に事業を開始する市町村とで、多機関協働事業等に要する費用への交付基準額をそれぞれ分けて定めること。
- ・ 特に、交付基準額の見直しについては、人口規模により、令和8年度に事業を開始する市町村の交付基準額が、令和7年度以前に事業を開始した市町村の交付基準額の半分以下となる場合もあり、令和8年度の事業開始に向けて準備を進めていた県内市町村は衝撃を受けた。
- ・ 重層的支援体制整備事業を活用した包括的な支援体制の整備は、短い期間で成果が出る取組ではなく、関係機関や地域住民が一体となり、時間をかけて丁寧に行う必要がある。
- ・ 市町村が地域共生社会の実現に向け、創意工夫ある取組を継続的に実施できるよう、国は上記方針を見直すとともに、必要かつ恒久的な財政措置を行うべきである。
- ・ また、重層的支援体制整備事業によらない包括的な支援体制整備を進める市町村への支援が打ち出され、モデル事業での検証を行うとされているが、今後の具体的な支援策が不明瞭であり、体制の維持に対する支援がない等十分ではない。さらに、対象となる市町村は過疎地域等を念頭

にしており、過疎地域等に該当しない市町村に対しての支援策は十分ではない。

- ・ そのため、国が新たに打ち出した重層的支援体制整備事業を実施しない市町村への支援事業の検討に当たっては、モデル事業での検証結果等も踏まえ、対象となる市町村の拡大や恒久的な財政措置など多くの市町村が活用しやすく効果的な内容となるよう検討することが必要である。